

# 大分県報

令和五年  
号外（六）  
一月二十九日

（日曜日）

## 目次

### 告示

家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示の全部改正……………一

### ○告示

#### 大分県告示第四十四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動の禁止又は制限に関する告示（令和五年大分県告示第二十五号）の全部を次のとおり改正する。

令和五年一月二十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

#### 一 家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥及びだちょうの家きん並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

#### 二 移動制限区域

佐伯市宇目大字重岡（蔵小野の地区に限る。）、宇目大字小野市（中津留、釘戸、上小野市及び下小野市の地区に限る。）、宇目大字南田原（田代の地区に限る。）及び宇目大字千束（河尻の地区に限る。）

#### 三 期間

当分の間